

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年8月1日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	莉	敏	
同	小	林	琢	生

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査対象の団体 及び所管部署	監査の対象期間	監査の実施期間
・ 社会福祉法人桃里福祉会 (財政援助団体) ・ 健康福祉部子ども課	平成24年度桃里福祉会会計 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)	平成25年5月17日 ～同年6月21日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 財政援助の目的、内容について
- (2) 交付の金額及び時期、方法、手続等について
- (3) 対象事業等の執行について
- (4) 会計経理、財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、監査対象の団体及び所管部署いずれも適正に執行されていると認められた。